締め切り迫る！ 給付金の申請はお早めに

「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」は、受付期間内に申請をしなければ、支給されません。

給付対象で、まだ申請をしていない人は、12月26日までに窓口へお越しください。

《給付対象者》

●臨時福祉給付金

次のいずれにも該当する人

▽26年1月1日時点で内子町に住民票がある人

▽26年度の町民税が課税されていない人

※本人が非課税であっても、課税されている人の扶養親族になっている場合や、生活保護の受給者は対象になりません。

●子育て世帯臨時特例給付金

次のいずれにも該当する人

▽26年1月1日時点で内子町に住民票がある人

▽26年1月分の児童手当を受給している人で、25年中の所得が児童手当の所得制限に満たない人

※臨時福祉給付金の対象となっている場合や、生活保護の受給者は対象になりません。

※26年1月1日より後に生まれた児童や死亡した児童は対象外になります。

●窓口　本庁／分庁／小田支所

【問い合わせ】
保健福祉課
☎0893（44）6154

12月26日までじゃ

野焼きの苦情が増えています

野焼きは農業や林業を営むためのやむを得ない焼却など、例外を除いて禁止されています。

例外の場合でも風向きや時間帯を考慮し、近所の人に配慮してください。苦情が出たときは、指導の対象となります。

家庭から出る少量の草木は「燃えるごみ」の収集日に出すか、直接クリーンセンターに持ち込んでください。

【問い合わせ】
環境政策室
☎0893（44）6159

聴講無料 「合併10周年記念落語講演」聴講者を募集します

27年1月1日に迎える合併10年を記念して、内子町では「合併10周年記念事業」を開きます。

第2部では落語家の立川志の輔さんをお迎えし、落語講演を行います。聴講を希望の人は、往復はがきに必要事項を記入の上、ご応募ください。

《内子町合併10周年記念事業》

●日時　27年2月7日（土）

▷第1部　式典：午後1時～2時（ご案内者のみ）

▷第2部　落語講演：午後2時30分～3時45分

※聴講希望者は、式典終了後の入場となります。

●場所　内子座

●定員　約200人

【問い合わせ】
総務課　政策調整班
☎0893（44）6151

NHK番組「ためしてガッテン」でおなじみの立川志の輔さん

聴講応募方法〈27年1月9日（金）必着〉

＜往信おもて＞	＜返信うら＞
往信 〒795－0392 喜多郡内子町平岡甲168 内子町役場総務課 「合併記念講演聴講者募集」係	※何も記入しないでください

＜返信おもて＞	＜往信うら＞
返信 申し込みする人の ・郵便番号 ・住所 ・名前	聴講希望（2人まで） ①氏名 ②氏名 申し込みする人の ・郵便番号 ・住所 ・名前 ・電話番号

▷応募はがき1枚で2人まで応募できます。

▷応募多数の場合は抽選となります。結果は27年1月中旬に、返信はがきで通知します。

▷往復はがき以外でのご応募、締め切り後の到着分は、無効となりますのでご注意ください。

○2015年 年賀交歓会のご案内

新年の訪れをともに祝う年賀交歓会を開きます。町内に住む人はどなたでも参加できます。多数ご参加ください。

●**日時**　27年1月5日（月）午前11時～

●**場所**　内子町共生館

●**会費**　1000円

※受付で集金します。

※交歓会では新酒が出されますので、車での来場はご遠慮ください。

●**申込方法**　電話でお申し込みください。

●**申込期限**　12月15日（月）

【申込・問い合わせ】
総務課　庶務係
☎0893（44）6150

○農業委員会選挙人名簿への登載を申請してください

内子町農業委員会選挙人名簿は毎年、有権者からの申請に基づいて作成されます。名簿に載っていない人は投票もリコール請求もできません。該当する人は必ず申請してください。

●**登載の要件**

(1)内子町内に住所を有する人

(2)年齢が満20歳以上の人

(3)次のいずれかに該当する人

㋐10アール以上の農地で耕作業務を営む人

㋑㋐の同居親族または配偶者でおおむね年間60日以上、耕作に従事している人

㋒10アール以上の農地で耕作業務を営む農業生産法人の組合員や社員、株主で、おおむね年間60日以上、耕作に従事している人

●**申請期日**　27年1月10日（土）

※なるべく9日（金）までに申請するようお願いします。

●**その他**

▽町内在住で、町内に農地がある人には申請書を配布します。

▽町外に農地がある人で、要件を満たす場合も申請してください。（用紙は窓口）

【申請窓口・問い合わせ】
内子町農業委員会（内子分庁内）
☎0893（44）2113

○農耕作業用のトラクターなどは公道を走行しなくてもナンバーが必要です

農耕作業用のトラクターなど乗用装置のある小型特殊自動車は、公道の走行の有無にかかわらずナンバープレートを付けることが義務付けられています。

所有する小型特殊自動車にナンバープレートが付いてない場合は、税務課窓口で登録して、ナンバープレートの交付を受けてください。

●**交付に必要な物**　所有者・使用者の印鑑／車台番号の分かるもの（販売証明書または譲渡証明書など）

【問い合わせ】
税務課　軽自動車税係
☎0893（44）6153

○事業主の皆さん、給与天引きの準備はされましたか

愛媛県の市町では、27年度から従業員の市県民税・町県民税の特別徴収（給与天引き）を完全実施します。特別徴収は法律で義務付けられていますので、実施していない事業主は切り替えの準備をお願いします。

昨年内子町に給与支払報告書を提出している事業主へは、特別徴収義務者指定番号を記入した「給与支払報告書総括表」を12月中旬に送付します。

【問い合わせ】
税務課　住民税係
☎0893（44）6153

●特別徴収の納税の仕組み

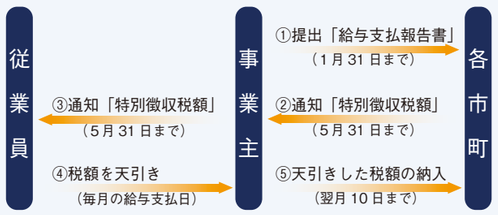

※従業員の給与天引きは、27年6月支払分から。
※事業主は、所得税のような税額の計算や年末調整を行う必要がありません。

国民年金保険料の支払いは便利でお得な口座引き落としで

コラム＊ねんきん瓦版

●**口座振替の2年前納がお得です**

国民年金保険料を口座振替で支払う手続きは、全国の金融機関でできます。一度手続きをすれば、毎月指定した口座から引き落とされるので、納め忘れがなく安心です。金融機関窓口まで行く手間も省けて、とても便利です。

26年4月末の口座振替分から、割引額が2年間で1万4,800円となる「2年前納（口座振替）」が利用できるようになりました。

納付方法	納付期日と1回の納付額	割引額
毎月納付	翌月末（1カ月分）	なし
早割納付	当月末（1カ月分）	毎月50円
半年納付	毎年4月末と10月末（6カ月分）	1,040円
1年前納	毎年4月末（1年分）	3,840円
2年前納	2年毎の4月末（2年分）	14,800円

※26年度の割引額です。

●**申込方法**　年金手帳（基礎年金番号の確認ができるもの）、預金通帳、通帳届出印を持参して、金融機関でお申し込みください。

※手続き完了までに1～2カ月程度かかります。納付期日の2カ月前までにお申し込みください。

●**口座引き落としの注意点**

▷残高不足で半年納付・1年前納の引き落としができなかった場合は、毎月納付に変更して引き落としされます。

▷同じく2年前納の場合は、翌年の前納振替まで毎月納付に変更して引き落とされます。翌年の前納振替時に、再び2年前納分の口座振替が行われます。

【問い合わせ】
○住民課　国民年金係
☎0893（44）6152

高額療養費の自己負担限度額が変わります

高額療養費制度とは、同一月にかかった医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額を支給する制度です。自己負担限度額は世帯の所得金額によって法律で定められています。

27年1月1日から70歳未満の人の自己負担限度額が変わりますので、お知らせします。

70歳未満の人で、内子町国民健康保険から限度額適用認定証の交付を受けている人には、新しい限度額適用認定証を12月中に送付します。

【問い合わせ】
住民課　国民健康保険係
☎0893（44）6152

●27年1月以降の高額療養費の自己負担限度額

所得要件（世帯の被保険者の基礎控除後の総所得金額の合計）	限度額
901万円超	25万2,600円＋（かかった医療費－84万2,000円）×1パーセント〈多数該当（※）14万100円〉
600万円超～901万円以下	16万7,400円＋（かかった医療費－55万8,000円）×1パーセント〈多数該当9万3,000円〉
210万円超～600万円以下	8万100円＋（かかった医療費－26万7,000円）×1パーセント〈多数該当4万4,400円〉
210万円以下	5万7,600円〈多数該当4万4,400円〉
住民税非課税世帯	3万5,400円〈多数該当2万4,600円〉

（※）多数該当とは過去12カ月間で、高額療養費支給要件に4回以上該当した場合

お詫びと訂正　11月号掲載の"軽自動車税"のお知らせに誤りがありました。正しくは「――27年4月1日以降に新規検査を受けるものが、新税率を適用します」（28年度からを削除）です。お詫びして訂正いたします。

年末年始の業務のおしらせ

町の施設は12月27日（土）～1月4日（日）まで休みとなります。
ただし一部の施設は休みが異なりますので、ご注意ください。

業務・施設／連絡先	12/26（金）	27（土）	28（日）	29（月）	30（火）	31（水）	1/1（木）	2（金）	3（土）	4（日）	5（月）	6（火）
届け出などの受付業務（※注1） ○住民課　☎0893（44）6152 ○小田支所　☎0892（52）3111		休	休	休	休	休	休	休	休	休		
出納業務（支払・収納） 出納室　☎0893（44）6156		休	休	休	休	休	休	休	休	休		
町営バス 総務課　☎0893（44）6150		（注2）	休	休	休	休	休	休	休	休		
八日市・護国町並保存センター ☎0893（44）5212				休	休	休	休	休	休			休
内子座 ☎0893（44）2840				休	休	休	休	休				
歴史民俗資料館 ☎0893（44）5220				休	休	休	休	休				
木蝋資料館「上芳我邸」 ☎0893（44）2771				休	休	休	休	休				
町並駐車場 ☎0893（44）5347					無料開放							
文化交流ヴィラ「高橋邸」 ☎0893（44）2354			休	休	休	休	休	休	休	休		休
五十崎凧博物館 ☎0893（44）5200				休	休	休	休	休			休	
内子町ビジターセンター「A・runze」 ☎0893（44）3790				休	休	休	休	休				
内子町図書情報館 ☎0893（44）4198			休	休	休	休	休	休	休		休	
内山クリーンセンター ☎0893（44）4574			休		午後休	休	休	休	休	休		
内子フレッシュパークからり ☎0893（43）1122						午後休	休	休	休			
▷レストラン	午後3時まで営業					休	休	休	休			
▷パン工房						休	休	休	休			
▷バーガーショップ						休	休	休	休			
▷あぐり亭						休	休	休	休			
小田の郷せせらぎ ○直売所　☎0892（52）3023 ○かじか亭☎0892（52）2090						休	休	休	休			
しあわせの黄色いハンカチ ☎0893（44）5111						休	休	休	休	休	休	

（注1）「死亡届」など急を要する事件は日直・宿直が受け付けます。（12月29日～1月3日は本庁のみ）
※内子分庁での受け付け業務は25年度に廃止しています。
（注2）小田線（内子町役場～小田支所）の2便のみ運行します。

町内3施設の指定管理者を募集します

1 内子町斎場「藤華苑」

●**所在地**　内子町寺村2478番地7
●**指定管理者が行う主な業務**
火葬に関する業務／斎場の利用の許可、利用料金の収受に関する業務／斎場の維持・修繕に関する業務など
●**指定期間**　27年4月1日～32年3月31日
【提出・問い合わせ】
住民課　戸籍係
☎0893（44）6152

2 内子町農村体験宿泊施設「石畳の宿・鎌田家」

●**所在地**　内子町石畳2877番地
●**指定管理者が行う主な業務**
宿泊および施設利用の許可、施設の維持管理に関する業務／農産品の加工・販売に関する業務など
●**指定期間**　27年4月1日～32年3月31日
【提出・問い合わせ】
町並・地域振興課　グリーンツーリズム係（内子分庁内）
☎0893（44）2118

3 内子町川登筏（いかだ）の里交流センター

●**所在地**　内子町大瀬東3581番地
●**指定管理者が行う主な業務**
宿泊および施設利用の許可、施設の維持管理に関する業務／農業者の研修、伝統文化の伝習に関する業務など
●**指定期間**　27年5月13日～32年5月12日
【提出・問い合わせ】
産業振興課　産業振興係（内子分庁内）
☎0893（44）2123

【共通事項】

●**応募資格**　内子町内に本社を置く、また置こうとする法人その他の団体（個人での応募は不可）
※ただし、1は斎場の管理運営業務に精通していて施設を安全・円滑に管理運営できること。
●**応募方法**　「指定管理者指定申請書」に事業計画書などを添えて次の提出期間内に提出してください。募集要項などは、それぞれの提出先で12月8日からお渡しします。
※応募者多数の場合は、応募書類やプレゼンテーションなどに基づいて選定の上、27年3月議会の議決を経て決定します。
●**提出期間**　12月8日（月）～27年1月9日（金）の午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く）
●**その他**　詳しくは条例および規則をご確認ください。